

## 当財団は、平成26年1月6日から「一般財団法人」に変わりました

平素は、当財団の業務にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当財団法人は、昭和50年12月25日に東京労働基準局長(当時)の許可を得て事業活動をしてまいりましたが、平成25年6月に内閣府(主務者は、内閣総理大臣・安倍晋三)に一般財団法人の認可申請をしてまいりましたところ、平成25年12月26日に内閣府から認可をいただき、平成26年1月6日付けて登記手続き等を完了しました。

従来の財団ですと、寄附行為上、東京都内に限ってしか事業活動ができませんでしたが、今回の一般財団法人の認可を得たことにより、事業活動の範囲が、東京都内に限らず、全国展開できるようになりました。これも、ひとえに関係各位のご支援の賜物と心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今回の一般財団法人への切り替えを機に従来の社会保険労務士講座をはじめ労働安全衛生関係の各講座の一層の充実と新規事業の展開を図っていく所存です。

今後ともどうぞ変わらぬご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般財団法人 安全衛生普及センター